

茨城県医師修学資金貸与制度における
義務履行期間に算入できる「特定地域」の取扱いについて

茨城県医師修学資金貸与制度貸与者の義務履行期間に算入できる「特定地域」は、臨床研修開始時の医師確保計画に定める医師少数区域が該当しますが、令和元年度以前に医学部に入学した方におかれましては、以下の取扱いとしておりますので、ご注意ください。

令和元年度以前に医学部に入学した方

- ・ 臨床研修開始時の医師確保計画に定める医師少数区域に加え、医学部入学時点で医師少数区域としていた地域も、「修学生医師を優先的に派遣すべき地域」として、「特定地域」での義務履行期間に算入されます。

<令和元年度以前入学者に適用される「特定地域」>

医師少数区域	現時点では不明（令和6年度に策定予定の第8次医師確保計画に定める医師少数区域が適用されます）
+	
修学生医師を優先的に派遣すべき地域	=医学部入学時点で医師少数区域としていた地域 ⇒水戸、日立、常陸太田・ひたちなか、鹿行、筑西・下妻、古河・坂東